

総 税 都 第 2 1 号  
令 和 3 年 4 月 1 日

各道府県総務部長

殿

東京都主税局長

総務省自治税務局都道府県税課長

「事業税における国外所得等の取扱いについて」の一部改正について

「事業税における国外所得等の取扱いについて」(平成16年4月1日総税都第16号)の一部を下記のとおり改正しますので、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

別添「事業税における国外所得等の取扱いについての一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

## 事業税における国外所得等の取扱いについての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">事業税における国外所得等の取扱いについて</p> <p>標記については、下記のとおり取り扱うことが適当と思われるので、貴職におかれては、この趣旨を御理解いただき、適切に運用願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(外国の事務所又は事業所)</p> <p>2 略</p> <p>3 2の「外国の事務所又は事業所」とは、地方税法施行令（以下3において「令」という。）<u>第20条の2の19</u>に規定する内国法人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、恒久的施設の範囲については、法第72条第5号、令第10条及び地方税法施行規則<u>第3条の13の3</u>に規定されているものであること。</p> <p>4～21 略</p>	<p style="text-align: center;">事業税における国外所得等の取扱いについて</p> <p>標記については、下記のとおり取り扱うことが適当と思われるので、貴職におかれては、この趣旨を御理解いただき、適切に運用願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(外国の事務所又は事業所)</p> <p>2 略</p> <p>3 2の「外国の事務所又は事業所」とは、地方税法施行令（以下3において「令」という。）<u>第20条の2の18</u>に規定する内国法人が法の施行地外に有する恒久的施設に相当するものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、恒久的施設の範囲については、法第72条第5号、令第10条及び地方税法施行規則<u>第3条の13の2</u>に規定されているものであること。</p> <p>4～21 略</p>